

第2次周南市行財政改革大綱

平成22年度～平成26年度



平成 年 月

周南市

目次

第1章 これまでの取組と更なる改革の必要性

- 1 第1次行政改革大綱の総括…………… 1
- 2 行財政を取り巻く環境の変化…………… 3
- 3 更なる改革の必要性…………… 5

第2章 第2次行財政改革大綱の基本的な考え方

- 1 第2次行財政改革大綱の目標と改革の柱…………… 6
- 2 第2次行財政改革大綱の体系及び計画期間…………… 8

第3章 行財政改革の推進

- 1 行財政改革推進のための取組…………… 10
- 2 改革の推進体制…………… 14

資料

- 表1 ー第1次行政改革大綱実施計画の達成状況…………… 17
- 表2 ー第2次行財政改革大綱実施計画における取扱い…………… 17
- 表3 ー第1次行政改革大綱実施計画 取組実績一覧表…………… 18

第1章 これまでの取組と更なる改革の必要性

1 第1次行政改革大綱の総括

策定時期	平成16年12月
計画期間	平成17年度から平成21年度までの5年間
目 標	時代の変化に対応した新たな行政システムの構築

(1) 第1次行政改革大綱の達成状況と今後の取扱い

平成17年度から平成21年度までを計画期間とする第1次行政改革大綱では、

- ア コスト意識や経営感覚を取り入れた行政運営の確立
- イ 意欲あふれる職場の醸成
- ウ 便利で分かりやすいサービスの提供
- エ 市民との協働^{*1}による行政運営の推進

という4つの基本方針のもと、計42項目52件の改革に取り組みました。

そして、これまでの4年間の計画期間内に、全体の94.2%に当たる49件について一定の成果を得ています。(表1)

これらの成果を踏まえ、第1次行政改革大綱実施計画のうち、5件については「終了」とし、また、27件を「継続」として内容や方法の見直しも図りながら第2次行財政改革大綱実施計画に引き継ぎます。(表2)

なお、第1次行政改革大綱において今後の方向性を定めることができた20件については「定着」とし、第2次行財政改革大綱実施計画から除外していますが、引き続き改革に取り組んでいきます。

■表1—第1次行政改革大綱実施計画の達成状況

達成状況	項目件数	割合(%)
一定の成果を得た項目 (当初の計画を達成)	49	94.2
現在、継続して取組中である項目 (調査・検討・計画策定中など)	1	1.9
取組内容が達成できなかった項目 (検討の結果、実施しないこととなった項目も含む。)	2	3.9
合計	52	100

^{*1} 協働…市民等と行政が相互の特性を認識し尊重し合い、対等の立場で共通する目的の実現に向け、協力・協調し活動すること。

■表2—第2次行財政改革大綱実施計画における取扱い

第2次行財政改革大綱実施計画における取扱い		項目件数	割合(%)
継続	現行どおり、または内容・方法の見直しをして、継続的に取り組む項目	27	51.9
定着	今後も取組は継続するが、方向性が定着しているため、第2次行財政改革として進行管理する必要がない項目	20	38.5
終了	目標を達成した項目または検討を終了した項目 (検討の結果、実施しないこととなった項目も含む。)	5	9.6
合計		52	100

(2) 第1次行政改革大綱実施計画における財政効果

第1次行政改革大綱では、平成17年度から平成20年度までの4年間の累計で約35億円の財政的な効果を生み出しました。

第1次行政改革大綱による財政効果(4年間の累計)
34億7,187万円

■表3—第1次行政改革大綱による主な財政効果

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	累積効果額 (単位：千円)
歳入の確保によるもの						
受益者負担の適正化	—	—	17,368	—	—	17,368
市有財産の有効活用	246,217	159,543	75,564	28,325	—	509,649
広告料収入の検討	287	1,175	16,574	42,903	—	60,939
歳出の削減によるもの						
定員適正化の推進	▲478,953	▲398,163	▲474,544	▲718,437	—	▲2,070,097
給与の適正化	+21,000	+3,000	▲174,000	▲409,000	—	▲559,000
補助金等の見直し	—	▲20,257	▲31,406	▲67,543	—	▲119,206

※第1次行政改革大綱実施計画の取組実績については、巻末の資料で総括しています。

2 行財政を取り巻く環境の変化

(1) 抜本的な改革が求められる市財政

平成16年度からの「三位一体の改革^{*1}」の影響により、普通交付税^{*2}が大幅に削減される一方で、高齢化による社会保障費の膨張、新市建設計画^{*3}に係る事業の着手、公共施設の耐震化をはじめとした安心安全に係る事業などの様々な行政需要に対応するための経費が増大しています。

更に、アメリカの「サブプライムローン問題」に端を発した世界的な景気後退の影響等により、平成20年度においては、法人市民税が当初予算と比較して6億6,000万円減額となり、平成21年度当初予算も対前年度当初予算比13億3,985万円減(28.6%減)となりました。

加えて、平成26年度から合併特例債^{*4}の適用が終了し、普通交付税も段階的に縮減され、平成31年度からすべての合併支援措置がなくなるなど、今後も厳しい財政運営が予想されます。

平成20年度から平成24年度までの中期財政見通しでは、平成24年度までの財源不足が54億円に上ると見込まれ、歳入の増加や歳出の削減に向けて取り組んでいるところですが、更なる財政改革に果敢に取り組んでいく必要があります。

(2) 人口構造の変化(少子高齢化・人口減少)

わが国は、急速なスピードで高齢化が進んでおり、平成20年4月現在で65歳以上の人口は総人口の21.8%となっています。本市においても年少人口(0～14歳)や生産人口(15～64歳)の全人口に占める割合が低下する一方、高齢化率は24.4%に達しており、全国平均を大きく上回り高齢化が進んだ地域となっています。

また、平成17年には、明治32年に統計を取り始めて以来、初めてわが国の出生者数が死亡者数を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来しました。本市においても、65歳以上の人口は増加傾向に推移する一方で、総人口は徐々に減少しています。

長期的な人口の減少傾向は、全国的なものであり、今後は、労働力人口の減少が

*1 三位一体の改革…「地方にできることは地方に」という理念の下、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指し、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として行う改革。

*2 普通交付税…地方公共団体間の財政不均衡を是正するため、財源不足額から算定して国が交付する地方交付税。

*3 新市建設計画…合併特例法に基づき策定される合併後の新市のまちづくりの基本方針と、合併後概ね10年間にわたって取り組む施策を明らかにした計画。

*4 合併特例債…合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10カ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債。合併特例債によって充当できるのは対象事業費の概ね95%で、更にその元利償還金の70%が普通交付税によって措置される。

経済成長に対してマイナスの影響を与えることが懸念され、本市においても税収の落ち込みとともに、社会構造の変化等に伴う歳出の増加が想定されます。

特に、急速に進む高齢化による社会保障費の増大にも対応できる財源の確保が重要な課題となっています。

早急に、少子・高齢、人口減少社会に対応できる持続可能な行財政システムに変革していく必要があります。

(3) 市民ニーズの高度化・多様化による行政課題の複雑化

個人の価値観や生き方も大きく変化しており、市民が公共サービスに求めるニーズの多様化・高度化が進み、行政として解決すべき課題は、広範囲で、より複雑になってきています。

このような状況において、日常生活の中で生じている様々な社会的課題の解決に向けて、NPO、ボランティア団体などによる市民活動が、福祉、環境、教育、まちづくりなどの幅広い分野において急速に活発化してきており、地域社会の新たな担い手として、注目されるとともに、期待が高まっています。

また、本市では、平成19年4月1日に「市民参画条例」を制定し、市政の情報を積極的に提供するとともに、市民の皆さんが、市の計画づくりや事業などに意見を出したり、提案をするためのルールを定めています。

行政と当事者性・専門性などの特性を持つNPO等とが協働することや市民参画を推進することは、市民ニーズに応じた質の高いサービスを提供することにつながるるとともに、市民満足度も高まっていくと考えられます。

(4) 地方の自主性・自立性の拡大

平成19年4月の「地方分権改革推進法^{*1}」の施行により、第2期地方分権改革が本格的にスタートしました。

「地方分権改革推進法」の基本理念である「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」を目指して、地方公共団体は自主性・自立性を高め、みずからの判断と責任において行政を運営していく必要があります。

また、個性豊かで質の高い施策を主体的に遂行していくために、限られた行政資源（ひと・もの・かね）を有効に活用し、真に必要な行政サービスを提供する「選択」と「集中」が求められています。

^{*1} 地方分権改革推進法…地方分権推進法で行われた地方分権を更に進める「地方分権改革」を行うための法律。地方分権改革推進計画の策定と地方分権改革推進委員会の設置を定めており、基本法と組織法の性質を併せ持つ。

3 更なる改革の必要性

前述した「行財政を取り巻く環境の変化」の中で生じている新たな行政需要に対応するため、市民の満足度が高まる更なる行財政改革が必要となっています。

そこで、第1次行政改革大綱の策定時には想定されていなかった要素を整理し、これまでより踏み込んだ実効性の高い改革に取り組んでいく必要があります。

第2次においては、「周南市行財政改革大綱」として策定し、財政面での取組を改革の柱の1つとして明確に位置づけ、更なる改革を継続的に進めていきます。

第2章 第2次行財政改革大綱の基本的な考え方

1 第2次行財政改革大綱の目標と改革の柱

(1) 目標

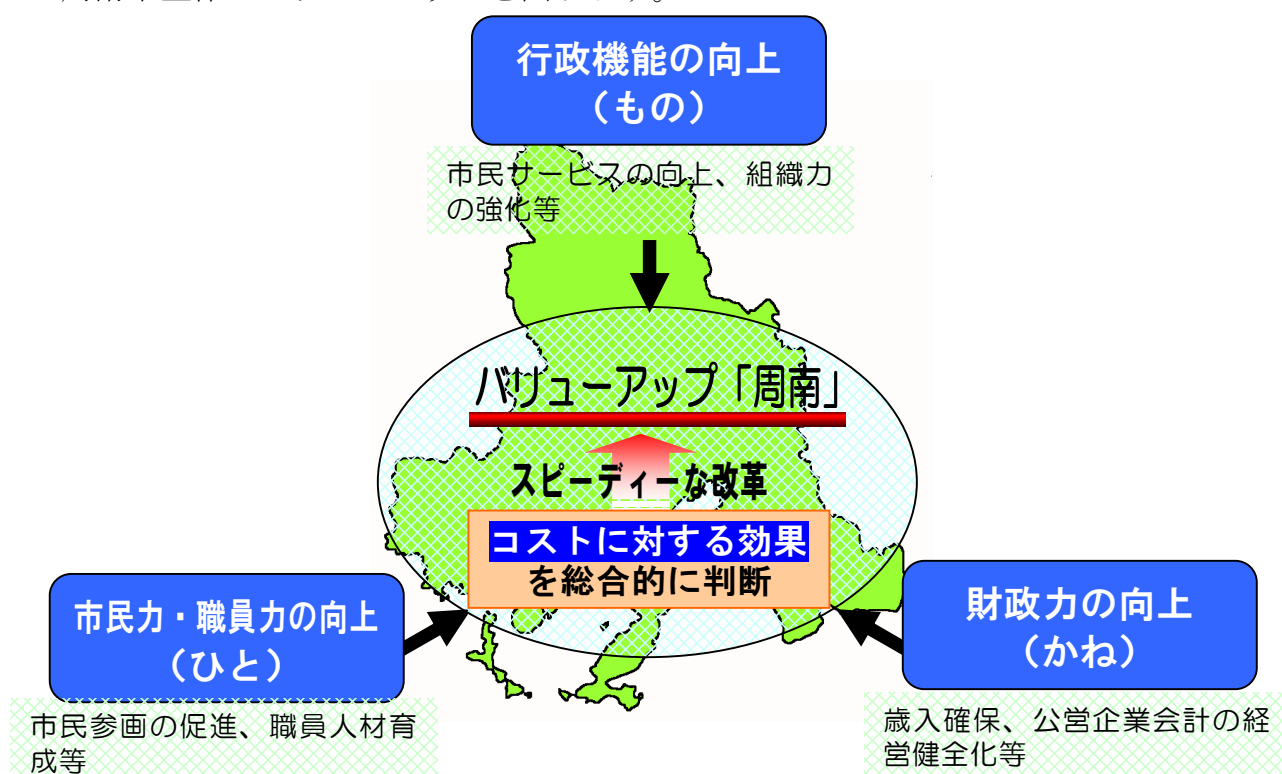
「第1章 これまでの取組と更なる改革の必要性」で述べたとおり、行財政を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした環境において、市民の期待に応える取組を進めるために、市民との連携・協働のもとに、限られた行政資源を最も有効に活用し、周南市全体の価値を高めていく改革を推進していきます。

そこで本市では、以下の目標を設定します。

バリューアップ「周南」～価値を高める改革の推進

バリューアップ^{*1}させる対象は、①行政機能に関すること（もの）②市民力・職員力に関すること（ひと）③財政力に関すること（かね）とし、コストに対する効果を総合的に判断した上で、価値が向上する改革にスピード感を持って取り組み、周南市全体のバリューアップを図ります。



^{*1} バリューアップ…価値向上。機能を重要視した「バリューアップ」は以下のことになる。①機能が同じでコストが安い②機能が上がりコストが同じ③コストが上がりそれ以上に機能が上がる④コストが下がるが機能は上がる。

(2) 改革の柱

第2次行財政改革大綱の改革の柱を「財政改革」「行政改革」として、次の方針のもとに推進します。

ア 財政改革

財政改革では、**自己決定・自己責任に基づく「行政経営」の確立**を図り、財政力の向上を目指します。

内部管理コストの徹底的な見直しや歳入の確保対策などの自助努力を着実に進め、財政基盤の強化に努めるとともに、旧来のシステムや前例主義等による行政運営から、みずからの判断と責任を持って自主的に行動する「行政経営」という考え方へ転換します。

このことによって足腰の強い財政基盤を確立し、バリューアップ「周南」の礎を構築します。

イ 行政改革

行政改革では、**「選択」と「集中」による改革の推進強化**を図り、行政機能の向上を目指します。

バリューアップ「周南」を図るためには、真に周南市の価値が高まる改革を選択し、限られた行政資源を集中的に投入して推進していくことが必要です。市民ニーズを重要視し、市民との相互理解を深めながら、市民の満足度を高める改革を集中的に実施していきます。

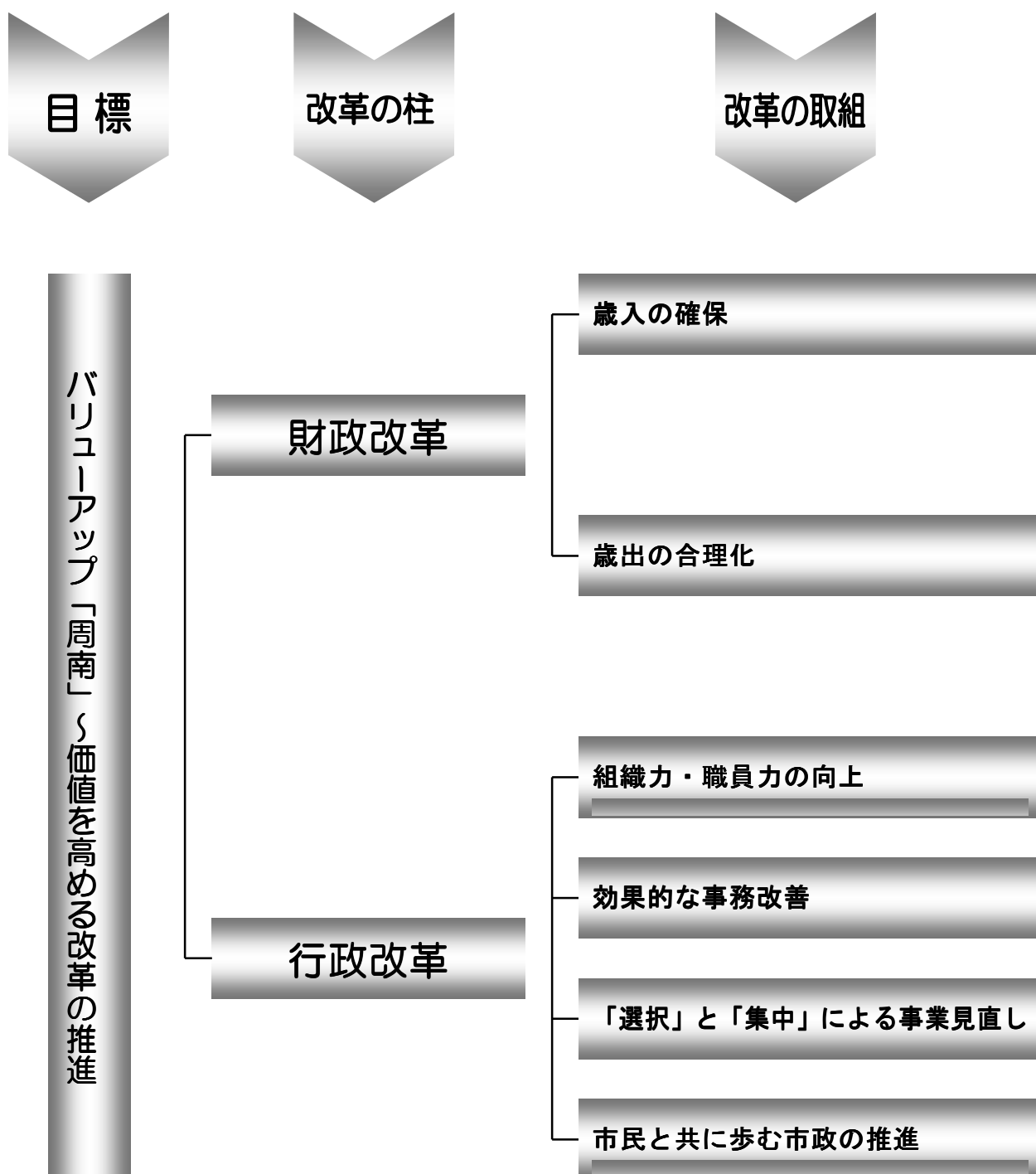
また、**「市民力」「職員力」を生かした協働の推進**を図り、市民力・職員力の向上を目指します。

高度化・多様化する市民ニーズに対し、多彩な市民及び職員の知恵と創造性を生かすことにより、市民にとって、より価値の高い事業を展開していきます。

2 第2次行財政改革大綱の体系及び計画期間

(1) 第2次行財政改革大綱の体系

第2次行財政改革大綱では、大綱における「目標」を設定し、改革の柱を「行政改革」「財政改革」に分け、6つの「改革の取組」を定め、以下の図のとおり体系化しました。



(2) 「周南市まちづくり総合計画（ひと・輝きプラン周南）」との関係

本市は平成17年3月に今後のまちづくりの指針となる「周南市まちづくり総合計画（ひと・輝きプラン周南）」を策定しました。これは、本市が目指す将来像やこの将来像を実現するためのまちづくりの目標、施策の大綱などを掲げる、本市におけるまちづくりの最上位計画です。

したがって、市が展開する施策及び事務事業を達成するためにも、行財政改革は総合計画の一翼を担うツールとして位置付ける必要があります。

(3) 第2次行財政改革大綱の計画期間

第2次行財政改革大綱の計画期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化等に伴い、本計画に変更の必要が生じた場合には、計画期間内での見直しを行います。

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
周南市まちづくり 総合計画・基本計画	前期基本計画					見直し					
							後期基本計画				
第1次行政改革	第1次行政改革大綱					見直し					
第2次行財政改革						見直し	第2次行財政改革大綱				

第3章 行財政改革の推進

1 行財政改革推進のための取組

「バリューアップ「周南」～価値を高める改革の推進」に向けて次の取組を推進します。

(1) 財政改革

ア 歳入の確保

自主財源中心の歳入構造の確立のため、あらゆる角度から歳入確保の取組を進めていきます。

市税等の徴収率の向上を図るため、収納事務の一元化、公共料金納付方法の拡大、債権の適正管理に取り組みます。

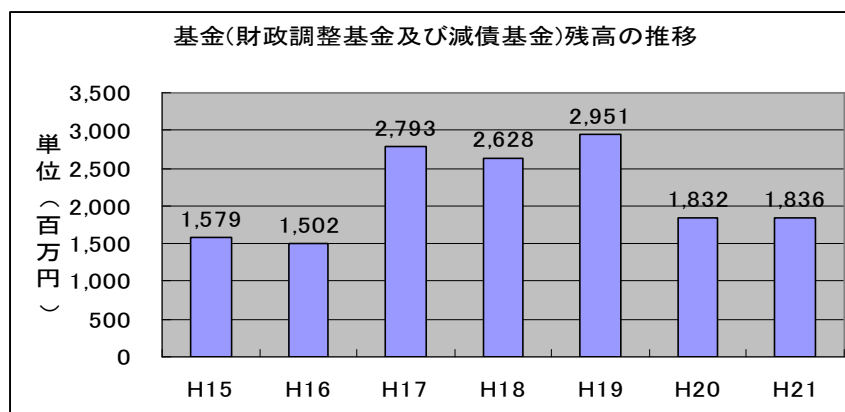
未利用財産については、入札等による売却を促進し、増収を図ります。

有料広告事業等の推進による収入の確保については、新たな広告媒体の調査・検討やネーミングライツ事業^{*1}の拡充を図ります。

数値目標（目標年度平成26年度）として、財政健全化計画の目標である年度末基金（財政調整基金^{*2}及び減債基金^{*3}）残高35億円以上を目指します。

※（注）財政健全化計画は策定中であり、数値目標が変動すれば、その数値に合わせて記載します。

- | | | |
|---------|---|--------------------|
| (改革の方策) | 1 | 市税等の徴収率の向上・財源の充実 |
| | 2 | 公共料金納付方法の拡大 |
| | 3 | 未利用財産の活用の促進 |
| | 4 | 有料広告事業等の推進による収入の確保 |



※平成21年度は当初予算見込額

^{*1}ネーミングライツ事業…施設などにスポンサー企業の企業名や製品名などのブランド名を付けることのできる権利を売却する事業。

^{*2}財政調整基金…財政の健全な運営を図るため、財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源等に充てるための基金。

^{*3}減債基金……市債（借金）の償還（返済）の増加に備えるために設置される基金。公債費（借金返済）が他の経費を圧迫するような場合には、減債基金を取崩して公債費に充てる。

イ 歳出の合理化

「入るを量りて出ざるを制す」の精神のもと「歳入に見合った歳出」を基本として、定員適正化や事務事業の見直しなどと相まって徹底したコスト削減に取り組みます。

補助金の効果的運用については、費用対効果が低くなったもの、役割が終了したものは個別に見直します。

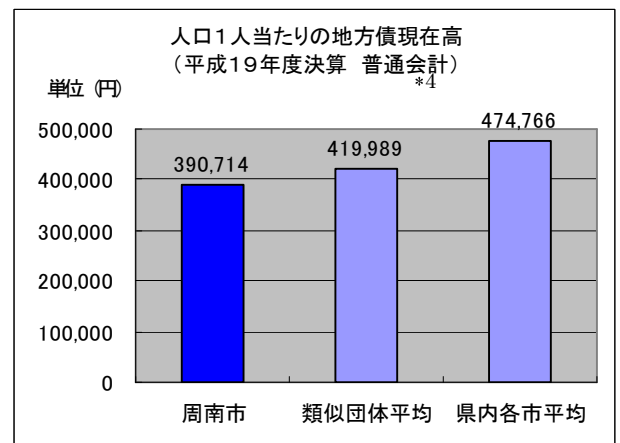
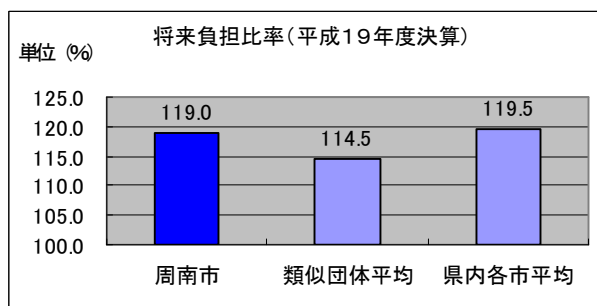
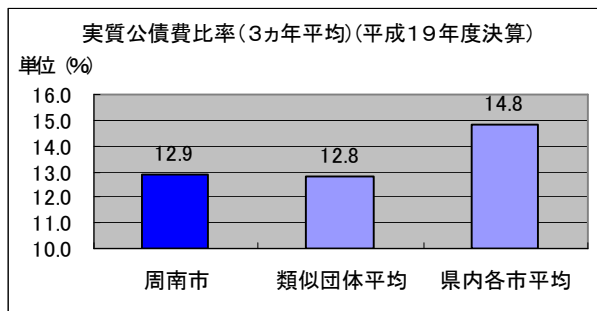
公共工事の品質確保については、未来社会における社会基盤維持費の経費負担を軽減するため、確実に取り組みます。

特別会計等の経営健全化については、下水道事業、簡易水道事業に公営企業会計^{*1}を導入し、経営意識やコスト意識の向上を図ります。

数値目標（目標年度平成26年度）として、財政健全化計画の目標である①実質公債費比率^{*2}12.9%（3カ年平均）②将来負担比率^{*3}120.0%③年度末起債残高（合併特例債及び臨時財政対策債を含む）760億円以下④年度末起債残高（合併特例債及び臨時財政対策債を除く）200億円以下を目指します。

※（注）財政健全化計画は策定中であり、数値目標が変動すれば、その数値に合わせて記載します。

- （改革の方策）
- 5 補助金の効果的運用
 - 6 公共工事における品質確保のシステム構築
 - 7 特別会計等の経営健全化



※グラフ中の類似団体とは、人口及び産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体。

^{*1} 公営企業会計…使用料などのその事業における収入で、その事業の経費をまかなうことを目的として設置される独立採算が原則である会計。

^{*2} 実質公債費比率…地方公共団体の公債費による財政負担の度合いを判断する指標。

^{*3} 将来負担比率…一般会計等が将来的に負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する割合。

^{*4} 普通会計…一般会計と特別会計（公営企業会計、収益事業会計を除く）を合算し、会計間の重複額等を控除したものの。

(2) 行政改革

ア 組織力・職員力の向上

平成21年4月に組織機構の改編を行い、23部局室85課を、3部局室10課削減し、20部局75課にスリム化し、各部の筆頭課に政策課を配置し、政策決定や実行のスピードアップを図りました。

今後も公的関与のあり方を見極めつつ、徹底した行政組織のスリム化を図るため、新たな定員適正化計画を策定し、一方で「職員力」の向上のため、職員(人材)育成基本方針・目標管理制度^{*1}の推進を行います。

また、女性職員の政策決定過程への参画の推進は、男女共同参画社会の実現の基盤をなすものであり、管理監督職への女性職員の登用を促進します。

柔軟な勤務体制の構築については、市民サービスの向上と効果的・効率的な業務執行体制を構築するため、時間差勤務制度の導入を検討します。

組織・事業の統合については、組織のスリム化を図るため、上・下水道及び簡易水道事業の組織統合を検討します。

- | | | |
|---------|----|------------------------|
| (改革の方策) | 8 | 新たな定員適正化計画の策定 |
| | 9 | 職員(人材)育成基本方針・目標管理制度の推進 |
| | 10 | 柔軟な勤務体制の構築 |
| | 11 | 組織・事業の統合 |

イ 効果的な事務改善

第1次行政改革大綱では、組織全体の品質や行政サービスの維持向上を図り、市民の満足度を高めるため、品質マネジメントシステムの国際規格である「ISO9001」を認証取得し、業務の継続的改善を図ってきました。

今後は、「ISO9001」の認証取得によって蓄積された改善手法を組織全体の取組として活用し、事務事業におけるリスクマネジメント^{*2}手法の確立を図るとともに、窓口業務に対する利便性向上を図るため、新庁舎建設の検討とあわせてワンストップサービスを推進します。

また、電子自治体の推進や事務事業の共同化・広域化の推進など事務処理の効率化を図り、コスト縮減に努めます。

- | | | |
|---------|----|-----------------|
| (改革の方策) | 12 | サービスバリューの向上 |
| | 13 | 電子自治体の推進 |
| | 14 | 事務事業の共同化・広域化の推進 |

*1 目標管理制度…職員一人ひとりが目標を設定し、その達成のための努力を通じて、成果を挙げることを目的とする人事管理手法。

*2 リスクマネジメント…考える危機的な事態を回避、あるいはそのことによる被害を最小の費用で最低限にとどめるための仕組みや活動のこと。

ウ 「選択」と「集中」による事業見直し

限りある行政資源を有効的に活用し、「あれもこれも」の行政運営から「あれかこれか」の事業選択を行い、事業効果を考慮しながら集中して事業を実施していきます。

事務事業の再編・整理に当たっては、行政評価システムを活用し、原点に立ち返り事業の必要性を検討し、事業の実施方法、実施体制についても大胆に見直すなど真に必要な事業を工夫しながら進めます。

- | | |
|-------------|---------------|
| (改革の方策) 1 5 | 事務事業の再編・整理 |
| 1 6 | 環境に配慮した事業の推進 |
| 1 7 | 生活交通手段の確保・充実 |
| 1 8 | 公共施設マネジメントの推進 |
| 1 9 | 第三セクター等の改革 |

エ 市民と共に歩む市政の推進

平成19年度に施行された「市民参画条例」の趣旨に従い、協働によるまちづくりを推進し、高度化・多様化する市民ニーズへの対応や地域の諸課題の解決に向けて、市民や市民団体等の自主的な活動を支援し協働を進め、地域が必要とするサービスの提供に応じていきます。

また、第1次行政改革大綱では、「民間にできることはできる限り民間にゆだねる」という考えのもと、「周南市外部委託推進ガイドライン」を策定し、積極的な民間活力の導入を図ってきました。

今後も、民間委託により効果的な執行が可能な事業については、積極的に民間にゆだねます。

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (改革の方策) 2 0 | 市民協働の促進 |
| 2 1 | 民間委託の推進 |
| 2 2 | 自主防災組織 ^{*1} の充実強化 |
| 2 3 | 市民と行政とのコミュニケーションの充実 |
| 2 4 | 男女共同参画の推進 |

^{*1} 自主防災組織…地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織。自主防災組織は、日頃から災害に備えた様々な取組を実践するとともに、災害時には、災害による被害を最小限に食い止めるための活動を行う。

2 改革の推進体制

(1) 実施計画の策定

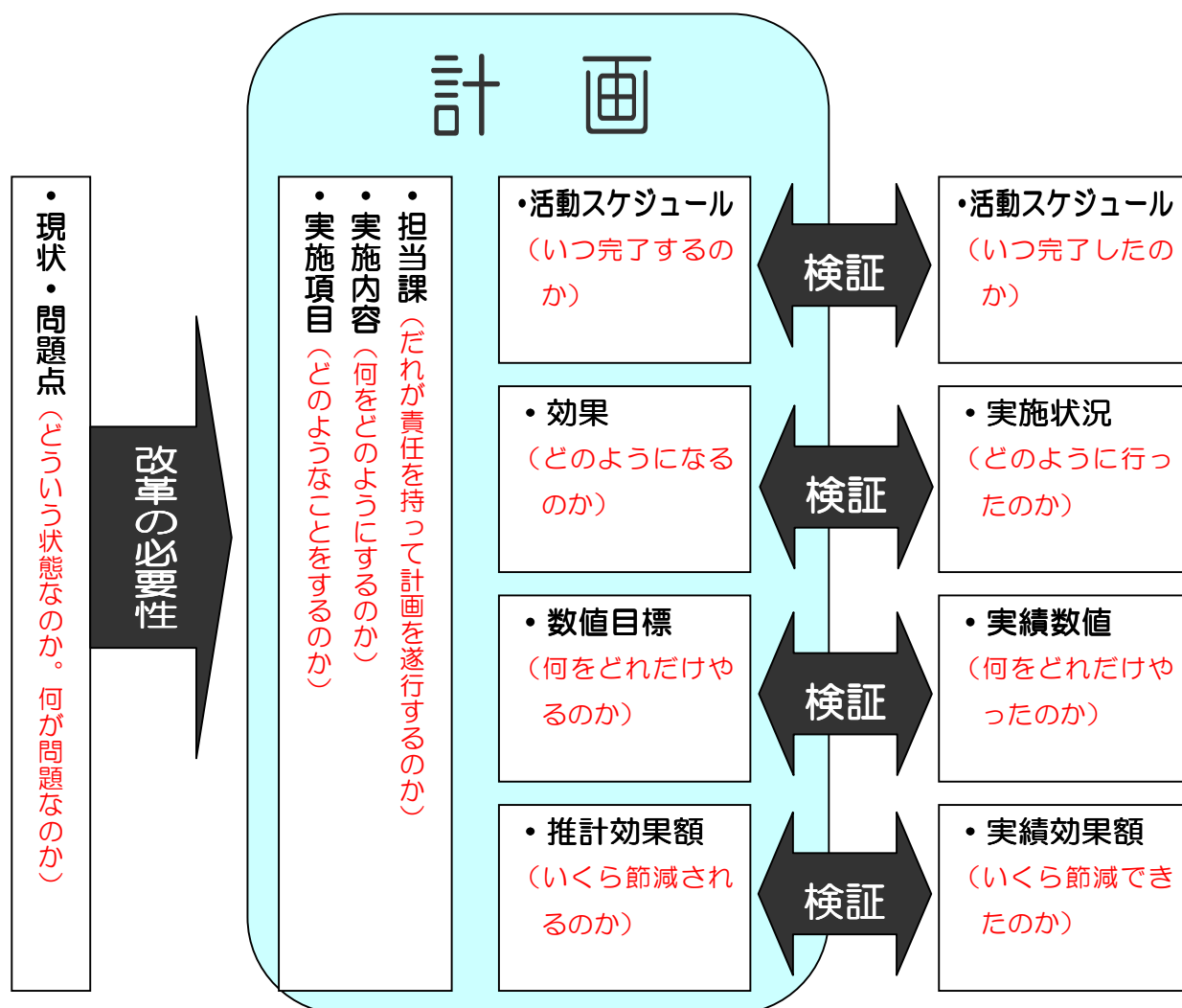
第2次行財政改革大綱は、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間として、新たな行財政改革に取り組んでいくための指針を定めたものです。

第2次行財政改革大綱で定めた目標の実現を目指して「1 行財政改革推進のための取組」に沿った実施計画を策定し、目標値を掲げて、全庁挙げて取り組んでいきます。

なお、状況に応じた最適な手法により行財政改革を推進するため、毎年度新たな取組の追加や変更など社会経済情勢や推進状況に合わせた計画の見直しを行います。

(2) 実施計画の内容

第1次行政改革大綱の反省点を踏まえ、第2次行財政改革大綱の実施計画では、可能な限り具体的な取組内容を定め、次のとおり、より分かりやすい形で計画の進行管理に努めます。



(3) 行財政改革の推進体制

第1次行政改革大綱に引き続き、庁内組織として「行政改革推進本部」、その下部組織として「行政改革推進研究会」を設置するとともに、庁外組織として民間の有識者や公募市民等からなる「行政改革審議会」を設置し、継続性及び一貫性のある行財政改革を推進します。

また、「行政改革審議会」をはじめとする市民からの意見・提言等を参考にしながら、「計画 **P**lan」、「実行 **D**o」、「評価 **C**heck」、「改善 **A**ction」という「PDCAサイクル」のもと、市民及び行政が協働して行財政改革を進めていきます。

ア 行政改革推進本部の役割

市長を本部長とする行政改革推進本部は、各部課の行財政改革の進捗状況を把握し、改革推進のために必要な総合調整や指示等を行います。

イ 行政改革推進研究会の役割

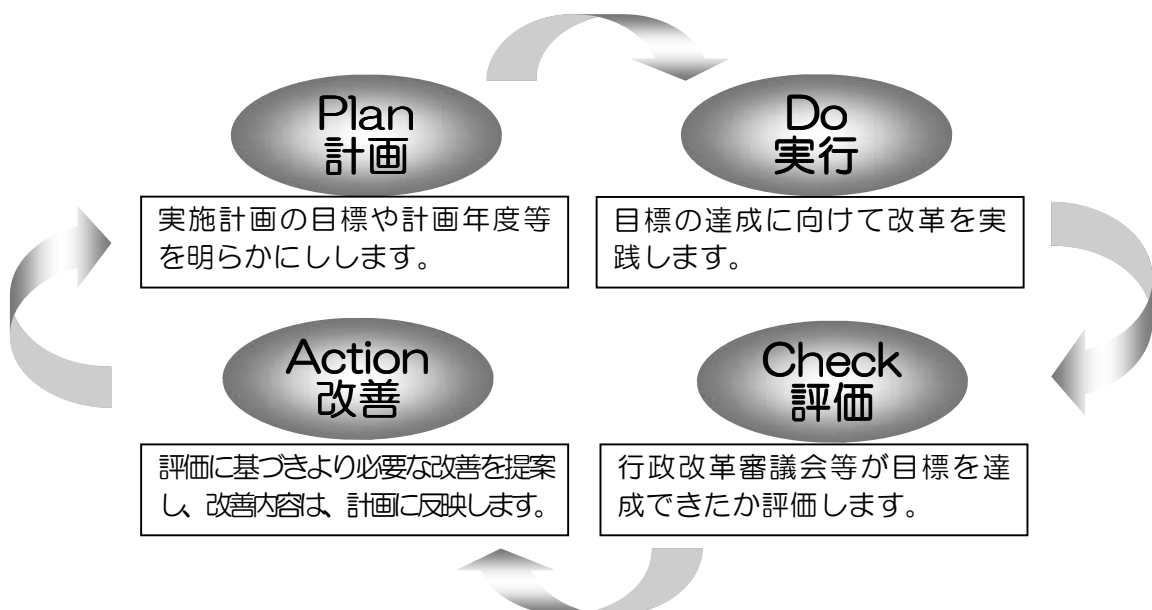
行政改革推進研究会は、行政改革推進本部が必要に応じて設置し、行財政改革に関する調査、研究等を行います。

ウ 行政改革審議会の役割

行政改革審議会は、市長から行財政改革大綱に関する審議・審査・調査等に関する諮問を受け、市長に対し必要な意見・助言等を答申します。

エ 進捗状況の公表

行財政改革の進捗状況は、行政改革審議会からの答申と合わせて、市のホームページ等で市民にわかりやすく公表します。



■周南市行財政改革の推進体制図

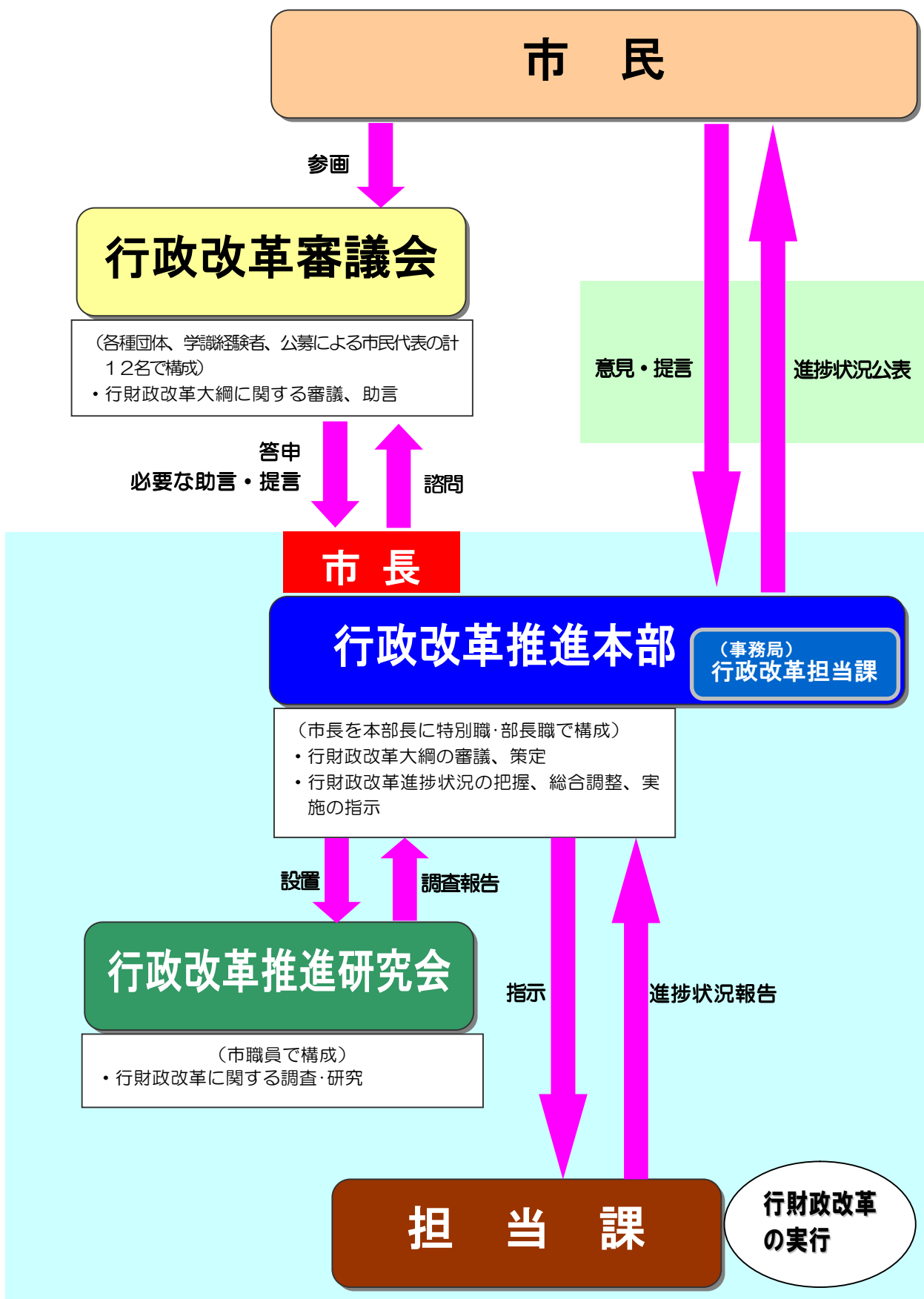


表1－第1次行政改革大綱実施計画の達成状況

※累計効果額は、平成17年度から平成20年度までの累計

達成状況		項目件数	割合 (%)	累計効果額 (千円)
○	一定の成果を得た項目 (当初の計画を達成)	49	94.2	3,471,871
△	現在、継続して取組中である項目 (調査・検討・計画策定中など)	1	1.9	—
×	取組内容が達成できなかった項目 (検討の結果、実施しないこととなった項目も含む。)	2	3.9	—
合計		52	100	3,471,871

表2－第2次行政改革大綱実施計画における取扱い

第2次行政改革大綱実施計画における取扱い		項目件数	割合 (%)
継続	現行どおり、または内容・方法の見直しをして、継続的に取り 組む項目	27	51.9
定着	今後も取組は継続するが、方向性が定着しているため、第2次 行政改革として進行管理する必要がない項目	20	38.5
終了	目標を達成した項目または検討を終了した項目 (検討の結果、実施しないこととなった項目も含む。)	5	9.6
合計		52	100

表3-1 第1次行政改革大綱実施計画 取組実績一覧表

※累計効果額は、平成17年度から平成20年度までの累計

実施体系	No.	実施計画項目	達成状況	累計効果額 (千円)	今後の取扱い	左記の事由等	
トップマネジメントの強化							
コスト意識や経営感覚と取り入れた行政運営の確立	1	行政経営会議の効率的な運営	○	—	定着	市の政策決定機能として、「政策調整会議」が制度として定着したため。	
	2	市政アドバイザー制度の創設	○	—	定着	「周南市再生戦略会議」や「市政アドバイザー制度」として定着したため。	
	行政を評価する仕組みづくり						
	3	行政評価システムの導入	○	—	継続	事務事業評価（H17年度～）や施策評価（H20年度）等の取組実績を踏まえ、「行政経営」の確立という観点で、更なる取組が必要であるため。	
	財政健全化の推進						
	4	財政健全化計画の策定	○	—	定着	H17年3月に「財政健全化計画」策定。今後も策定予定があり、取組が定着したため。	
	5	自主財源の確保					
			(1) 市税等の収入の確保	○	—	継続	安定的な財政基盤の確立及び負担の公平性確保の観点からも、継続した取組が必要であるため。
			(2) 受益者負担の適正化	○	17,368	継続	使用料・手数料等の適正化や減免基準については、社会情勢に配慮しながら、適宜、見直しが必要であるため。
			(3) 市有財産の有効活用	○	509,649	継続	H16年12月に「市有地活用基本計画」策定。今後も自主財源の確保のため必要であり、計画的な遊休資産の売却を推進する。
		(4) 広告料収入の検討	○	60,939	継続	H18年2月に「有料広告掲載取扱要綱」策定。全庁挙げた取組として定着したが、更なる取組を推進していく。	
6	定員適正化の推進	○	2,070,097	継続		H18年3月に「定員適正化計画」策定（終期：H22年4月1日）。効率的な組織体制の確立に向け、H22年度以降も計画的に推進する必要があるため。	
7	給与の適正化	○	559,000	定着		H18年度に新給与体系を構築し、H21年4月に移行が完了。各種職員手当の見直しも行い、取組として定着したため。	

実施体系	No.	実施計画項目	達成状況	累計効果額 (千円)	今後の取扱い	左記の事由等	
コスト意識や経営感覚と取り入れた行政運営の確立	8	補助金等の見直し	○	119,206	継続	H17年度に「補助金交付基準」策定。引き続き行政評価システムを活用した見直しを図る必要があるため。	
	9	イベントの見直し	○	—	定着	H18年度に「イベント・講座等の見直し指針」策定。経費節減や重点配分のための取組として定着したため。	
	10	公共工事コストの縮減	○	—	継続	H18年度に「公共事業コスト構造改革プログラム」、「PFI導入検討の手引き」策定。今後もVFM（バリュー・フォー・マネー）最大化を重視した総合的なコスト改善が必要であるため。	
	11	リース化の推進	○	27,500	定着	公用車、パソコン、複合機等についてリース契約を推進。取組として定着したため。	
	民間活力の活用						
	12	外部委託の推進	○	—	継続	H17年度に「外部委託推進ガイドライン」策定。今後も行政と民間との役割分担を図り、積極的に推進する必要があるため。	
		(1) 指定管理者制度の推進	○	—	継続	H17年度に「指定管理者制度導入ガイドライン」策定。今後も民間管理者のノウハウを活用し、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、積極的に推進する必要があるため。	
		(2) コンピュータの管理・運用の民間委託の推進	○	37,000	継続	H17年度から基幹業務システムの再構築を民間委託。今後も取組としては必要であり、投資額の適正化という観点も踏まえて再構築する。	
		(3) 学校給食調理等業務の民間委託の推進	○	—	終了	H20年7月に策定した「学校給食センター建設基本計画」により、民間委託についての方針は決定されたため。	
		(4) ごみ収集業務の民間委託の推進	○	20,301	継続	H22年度稼働予定の新リサイクルプラザに併せて、行政と民間との業務分担の見直しを図る必要があるため。	
	環境と共生する行政運営の推進						
13	環境負荷低減活動の推進	○	—	継続	環境マネジメントシステムの導入により、取組としては定着したが、社会情勢に配慮しながら、適宜、見直しが必要であるため。		
14	I SO14001の認証取得	○	—	定着	H19年12月に認証取得。I SO14001のノウハウを活用し、環境マネジメントシステムとして定着したため。		
15	ごみの減量化、再資源化の推進	○	—	継続	H22年度から供用開始となるリサイクルプラザの効果的運用とごみ・資源物の分別等の啓発活動を行う必要があるため。		

実施体系	No.	実施計画項目	達成状況	累計効果額 (千円)	今後の取扱い	左記の事由等
公共施設の計画的かつ適正な配置						
	16	公共施設適正配置計画の策定	○	—	継続	H18年度に「公共施設見直し指針」策定。今後は「アセットマネジメント」に基づく具体的な計画の推進が必要であるため。
外郭団体の運営の見直し						
	17	外郭団体の運営の見直し	○	—	継続	H17年度に「外郭団体改革ガイドライン」策定。これに基づく経営改善計画の適切な進行管理が必要なため。
職員の意識改革と職場の活性化						
	18	人材育成計画の策定	○	—	継続	H20年度に「職員(人材)育成基本方針」策定。職員の能力開発と資質向上による組織全体のレベルアップに向け、継続的な取組が必要であるため。
	19	目標管理制度の導入	○	—	継続	H19年度に制度を構築し、H20年度から段階的に実施。人事評価システムと連動した継続的な取組が必要であるため。
	20	新たな人事評価システムの導入	○	—	継続	「職員(人材)育成基本方針」や「目標管理制度」と関連を図り、H20年度から本格導入を開始。今後も実態に応じた見直しが必要であるため。
	21	職員提案制度の確立	○	—	定着	H20年度に「職員提案制度実施要綱」策定。通称「ホットチャレンジ」制度として定着したため。
簡素で効率的な組織体制の確立						
	22	市民サービス向上と効率性が共存する組織づくり (1) 総合支所の空きスペース対策 (2) みゆぎ通庁舎の早期返却	○	—	定着	平成21年4月に大幅な組織機構の見直しを図り、取組として定着したため。
	23	庁内公募制度の導入	○	—	定着	総合支所の空きスペースは、市民利用提供施設として定着するとともに、行政財産貸付制度の拡充等も図られたため。
	24	職員流動体制の導入	○	1,926	定着	H17年度より組織機構改革と併せて、担当制の導入等を図り、制度として定着したため。

意欲あふれる職場の醸成

実施体系	No.	実施計画項目	達成状況	累計効果額 (千円)	今後の取扱い	左記の事由等	
電子自治体の構築							
便利で分かりやすいサービスの提供	25	電子市役所の構築	○	—	継続	H17年度に「IT推進計画」策定。今後は、市民サービスの向上とコスト削減に向け、投資額の適正化という観点も踏まえて再構築する。	
	26	地域情報化の推進	○	—	終了	H18年度に市内全域のケーブルテレビ網の整備が完了したため。	
	窓口改善・サービス向上の推進						
	27	ISO9001の認証取得	○	—	定着	H17年1月に認証取得、H19年11月に更新審査。ISO9001のノウハウを活用した事務改善手法として定着したため。	
	28	事務のマニュアル化の推進	○	—	継続	ISO9001のノウハウを活用した事務マニュアル化のさらなる充実のため、引き続き取り組みが必要があるため。	
	29	事務手続きの簡素化	○	—	定着	H17年度より組織機構改革と併せて、職務権限規程の見直しや電子手続きの推進を図り、取組として定着したため。	
	30	公共料金納付窓口の拡大	△	—	継続	H19年3月から上下水道料金のコンビニエンスストアでの納付が開始。多様な納付方法については、今後も調査・検討する必要があるため。	
	31	窓口サービスの向上	○	—	継続	H20年度に市民課窓口の夜間開庁を開始し、窓口サービスの向上を図られたが、さらに接遇向上のため「さわやかサービス向上ガイド」を活用した取組が必要なため。	
	32	市民さろんの機能拡充	○	—	定着	市民サービス向上の一環として、情報公開も含めた「市民さろん」としての活用が定着したため。	
	情報公開・情報提供の推進と透明性の向上						
市民との協働による行政運営の推進	33	情報開示の電子化	×	—	終了	H18年度に「IT推進本部」にて、開示請求件数による費用対効果を検証し、システム導入は見送り、従来通り、紙ベース対応と決定されたため。	
	34	ホームページの充実	○	—	継続	H18年度に「コンテンツ管理システム」が導入され、各課で簡易にホームページを作成することが可能となり、システムとして定着したが、さらに市民に分かりやすいホームページに充実させる必要があるため。	
	35	企業会計手法による財務分析の導入	○	—	定着	H17年12月に普通会計の「企業会計手法による財務分析」を作成し、以降毎年公表しているため。	
	36	外部監査制度の導入の調査・研究	×	—	終了	財政健全化法により財政健全化計画等を定める際、個別外部監査を要求することが義務付けられたため。	

実施体系	No.	実施計画項目	達成状況	累計効果額 (千円)	今後の取扱い	左記の事由等
市民参画・市民との協働体制の確立						
市民との協働による行政運営の推進	37	市民参画条例の制定	○	—	継続	H19年4月から「市民参画条例」が施行。第2次行革大綱においても市民との協働を推進するため、発展的に取り組む必要がある。
	38	審議会等の運営方針の策定	○	—	定着	H16年度に「附属機関等の設置及び運営に関する規程」等により制度化され、運用が定着したため。
	39	市民団体、NPO等への支援と協働	○	—	継続	第2次行革大綱においても、公共サービスの一端を担う市民団体等への支援を発展的に取り組む必要があるため。
	40	クリーンネットワーク事業の推進	○	—	定着	「公園愛護会事業」との重複部分もあるが、制度としては定着しているため。
	41	広聴機能の充実				
		(1)市民モニター制度	○	—	定着	平成20年9月に「市長への政策提言箱」制度を実施し、市民だれもが市の施策に対して提言できる制度として定着したため。
		(2)市民アンケート制度	○	—	定着	H18年度に市ホームページを活用したアンケート機能が構築されたため。
	42	男女共同参画の推進	○	—	継続	H16年4月から「男女共同参画推進条例」が施行。H17年3月に「男女共同参画基本計画」を策定し、推進しているが、H21年度の計画改訂に合わせて、引き続き推進が必要のため。